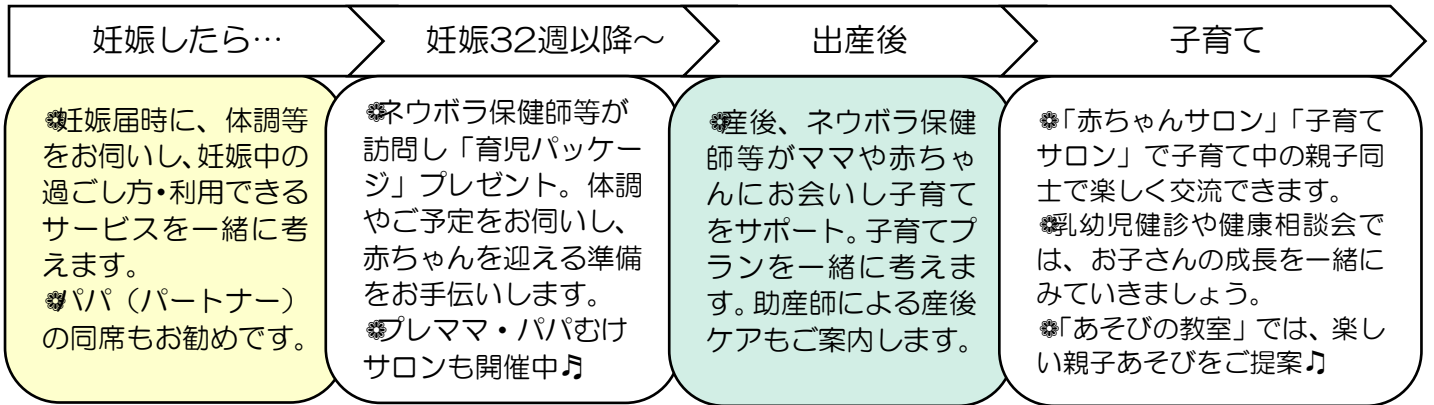


令和7年度 伊達市「妊婦のための支援給付」について

■妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援）

ネウボラ保健師・助産師・栄養士・相談員・心理師等が、妊娠期から出産・子育て期において一貫して寄り添いながら切れ目なく支援します。



■妊婦のための支援給付

伊達市に住所があり、「妊婦給付認定」を受けた方を対象とした給付金です。妊娠時・出産後の2回に分けて給付します。

給付金	妊婦支援給付金（1回目）	妊婦支援給付金（2回目）
内 容	妊婦ひとりあたり5万円	妊娠した胎児の人数×5万円
申請期間	医療機関で「胎児心拍」が確認された日から2年経過するまで	出産予定日の8週間前の日から2年経過するまで
必要書類	<input type="checkbox"/> 妊婦給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 個人番号を確認できる書類 ※マイナンバーカード等 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）の写し <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 妊婦名義の通帳の写し	<input type="checkbox"/> 胎児の数の届出書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）の写し <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 妊婦名義の通帳の写し { 転入等により、伊達市で「妊婦給付認定」を受けていない場合は下記書類も必要となります } <input type="checkbox"/> 妊婦給付認定申請書 <input type="checkbox"/> 個人番号を確認できる書類
申請方法	①妊娠届時に申請書をお渡しします ②子ども家庭センター窓口へ提出	①妊娠32週訪問時に申請書をお渡しします ②産後の赤ちゃん訪問時に保健師等へ提出
支給時期	申請した月の翌月下旬に指定口座へ入金	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7年3月31日までに出産された方は、「ベビーギフト（子育て応援ギフト）」の対象となるため、「ベビーギフト申請書」にてお手続きください。 ●今回の妊娠で「マタニティギフト（出産応援ギフト）」を受給済みの方は、妊婦支援給付金（1回目）の対象外となります。妊婦支援給付金（2回目）を申請する際には「妊婦給付認定」を受ける必要があるため、「妊婦給付認定申請書」をあわせてご提出ください。 ●流産・死産等の場合も支給の対象となります。その場合は、流産等をしたことが医療機関で確認された日以降に届け出ることができます。 	

